



年金から介護保険料等が天引き されます

現在、剣淵町では、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税が天引きされています。

これは、高齢者のほとんどの人が何らかの公的年金を受給していますので、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税を天引きすることによって、年金受給者が個別に各種保険料を金融機関に納めに行かなくてもすむからです。

また、担当職員が住民一人ひとりに個別の納付勧奨等を行わなくても各種保険料を徴収することができます。

年金受給者や担当職員の負担を軽減できる仕組みとして、年金受給者については、年金からの天引きが行われています。

年金からの天引きにあたっての制限

介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税を年金から天引きする場合には、年金の種類や年金額によって一定の制限があります。

なお、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税が天引きされる人には、担当グループから各種保険料の年金から天引きする旨のお知らせを行うこととなっています。

○介護保険料

65歳以上の人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

○後期高齢者医療保険料

75歳以上の人もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

○住民税

65歳以上の人のうち、老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受給している人であって、年

間の支給額が18万円以上の人。 ※なお、右の説明の中で、「老齢もしくは退職を支給事由とする年金」というのは、老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指します（老齢厚生年金は天引きの対象となりません）。

※また、後期高齢者医療保険料、住民税については、介護保険料が天引きされていることが前提条件となります。

※年金から天引きされる介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税の金額は、剣淵町で決定しています。



保険料の納付が困難なときは

第1号被保険者の人で、経済的な理由等で保険料の納付が困難な時は、役場年金窓口で申請し、日本年金機構で審査し承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部が免除、猶予されます。

「保険料免除制度」では、保険料の全額免除、4分の1納付、半額納付、4分の3納付の4段階の

免除制度があります。申請者本人と申請者の配偶者、世帯主それぞれの所得が審査基準となります。失業者については所得に関係なく対象となりますので、必要な方は申請をしてください。

「若年者納付猶予制度」は、30歳未満の方に限り利用できる制度です。保険料免除制度と違い、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかになっています。申請者本人と申請者の配偶者の所得が審査の対象となります。

「学生納付特例制度」は学生本人の前年所得が118万円以下であれば、申請が可能です。今年度の受付は3月までとなっています。平成24年度の免除、納付猶予及び学生納付特例の手続きをされていない方は早急に申請をしてください。

申請手続きには必要な書類があります。詳しくは役場年金窓口までお尋ねください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
(電話 34・2121 内線 413)
日本年金機構 旭川年金事務所
(電話 0166・72・5002)